

区・町内会・自治会に関するアンケート結果

平成31年3月

春日井市区長町内会長連合会

春日井市

# アンケート調査の概要

## 1 調査の目的

本調査は、区・町内会・自治会の運営状況の把握及び活動内容等の情報共有のため実施しました。

## 2 調査対象

市内にあるすべての区・町内会・自治会（564 団体）

## 3 調査方法

平成 30 年 12 月 1 日号広報とともに配布し、次のいずれかの方法で回収。

- ①平成 30 年 12 月 15 日号広報配布時に担当職員へ手渡し
- ②市民活動推進課及び指定の出先機関へ持参
- ③市民活動推進課へ郵送

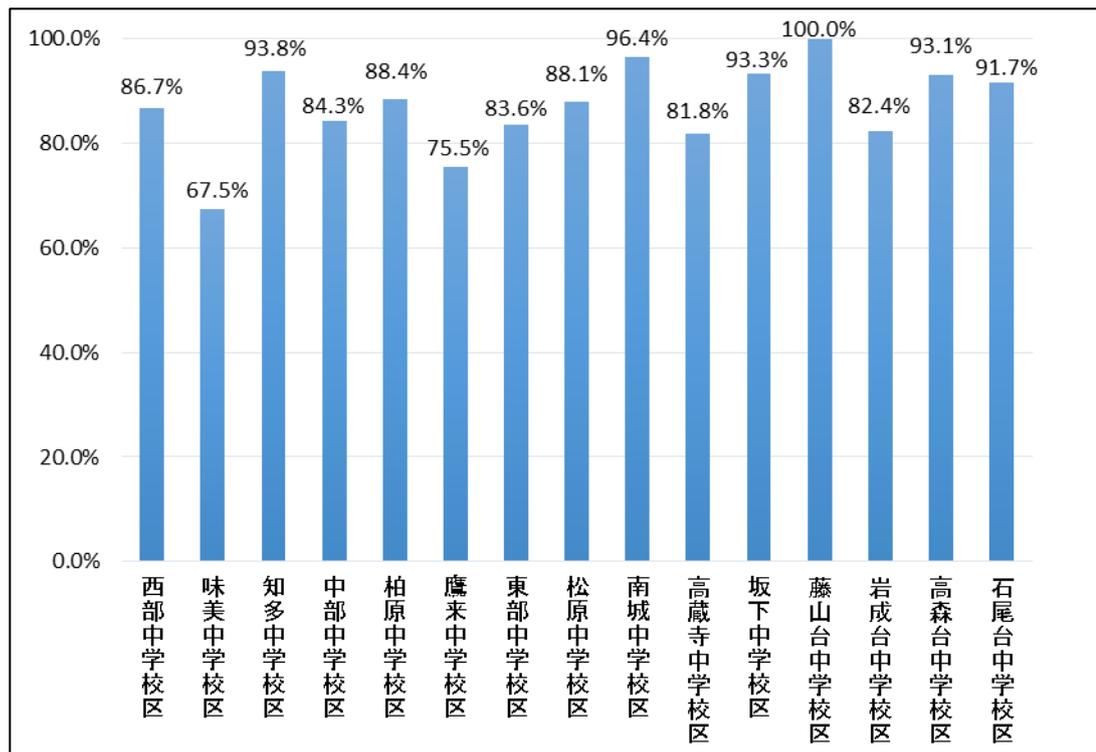
## 4 回収結果

配布数 564 団体

回収数 481 団体

回収率 85.3 %

(概ね中学校区別に分けた提出状況)



## 5 グラフの見方

- (1) 比率はすべてパーセントで表し、小数点以下第2位を四捨五入していますので、合計が100%にならないことがあります。
- (2) 比率算出の基数は、回収した回答団体総数とし、その項目に○を付けた団体が、回答団体の総数に対して、どれだけの割合であったかという見方としました。  
表中の「n=\*\*\*」は算出の基数（無回答を含む）を表しています。  
ただし、問18以降の設問については、設問に解答した団体数を基数として割合を算出しています。
- (3) グラフの見出しは、本来の意味を損なわない程度に省略して掲載している場合があります。
- (4) 一部の設問には、平成19年度に実施した『区・町内会・自治会に関するアンケート』の結果を参考として記載しています。参考は今回のアンケートと同様の質問に対してのみ記載しています。

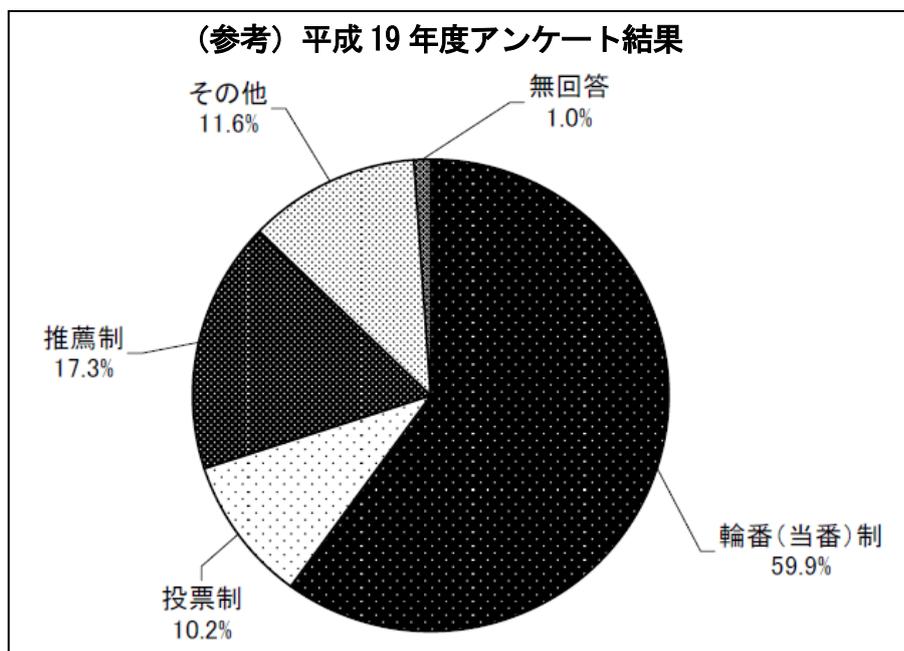
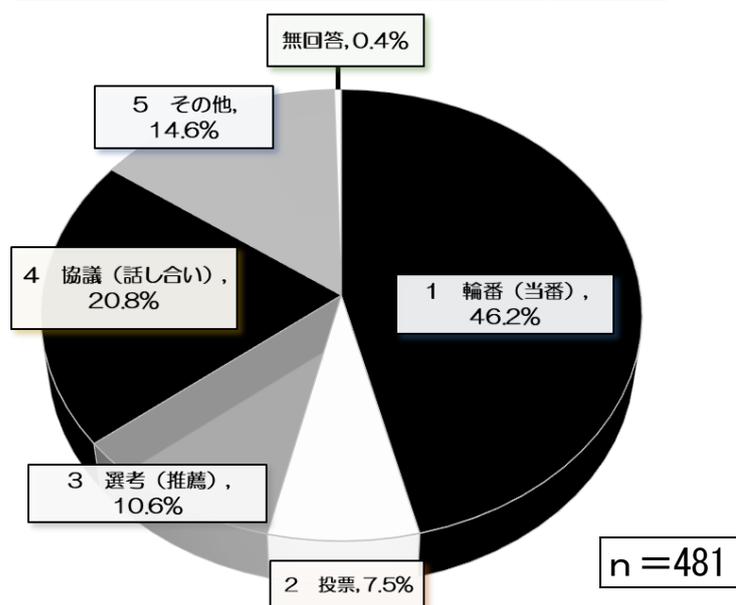
## 6 その他

- 各質問のその他の欄の自由記述については、抜粋して掲載しました。
- 問5は、年当りの会費を回答している場合、月当り金額に換算して集計しています。
- 問17については、集会所の所在地等の確認項目のため記載していません。
- 回答結果に対して、下記の記号を用いてコメントをしています。

- ◇・・・分析結果
- ◆・・・市の取り組みや意見
- ☆・・・平成19年度実施アンケートとの比較
- ★・・・区長町内会長連合会の意見

問1 代表者の選出方法について、あてはまるもの1つに○をつけてください。

回答	回答数	割合
1 輪番(当番)	222	46.2%
2 投票	36	7.5%
3 選考(推薦)	51	10.6%
4 協議(話し合い)	100	20.8%
5 その他	70	14.6%
無回答	2	0.4%
合計数	481	



【その他の回答】

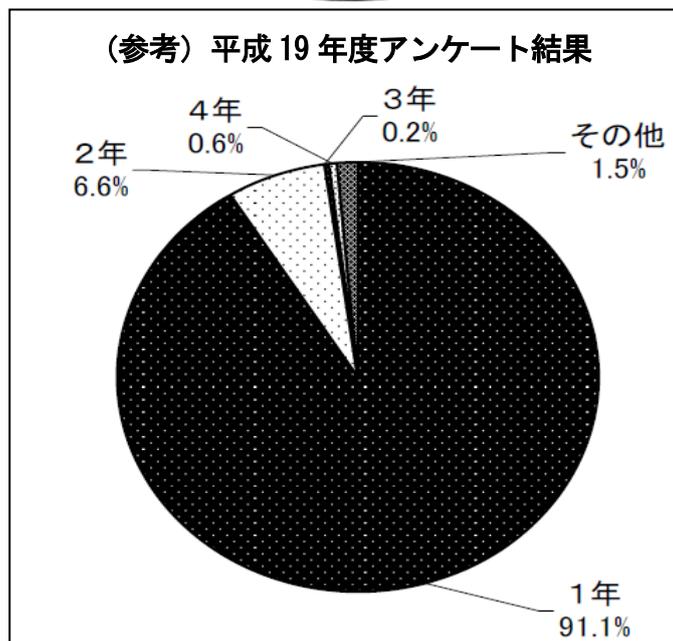
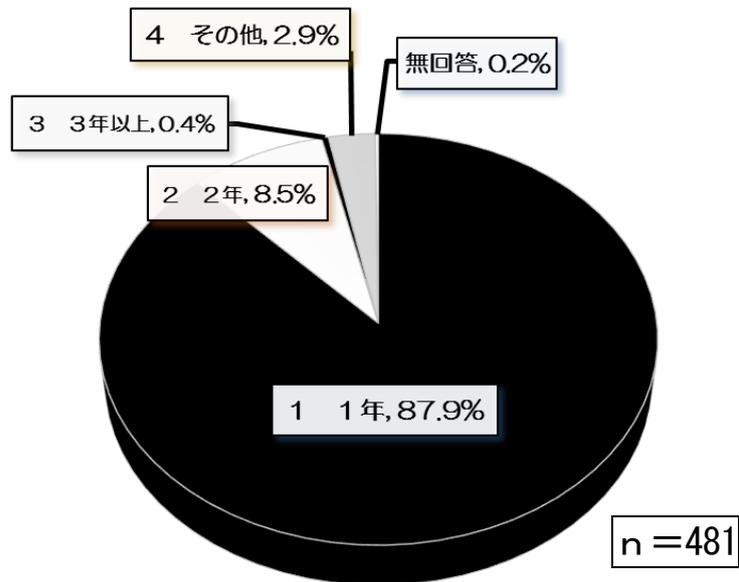
- 抽選による選出（くじ引き・あみだくじを含む） 34 団体
- 複数の選出方法で決定 29 団体
- その他の選出方法（抜粋）
  - ・ 会長が個別に依頼、基本的には会長未経験者に依頼。
  - ・ 区長経験者による選考委員会を開催して協議、組長内での順送り。
  - ・ 役員内で次期できるか否か確認の上対応。
  - ・ 住居者全員に役員が出来るか出来ないかアンケートをとり、出来る人で輪番。
  - ・ 現町内会長が目星をつけた人に直談判。

◇代表者の選出方法では、輪番（当番）による選出がもっとも多く、全体の 46.2%となっています。その他の選出方法の記載には、輪番に近い選出方法や輪番を含んだ複数の選出方法で決定している団体があり、それを含めると、全体の約半数以上が輪番によって決定しています。

☆平成 19 年度アンケート結果では、輪番（当番制）が 59.9%となっており、今回の結果と比較して、10%ほど減少しています。投票や選考（推薦）も平成 19 年度から減少していますが、今回のアンケートより新たな回答項目とした追加した『協議（話し合い）』が 20.8%となっており、他の方法から協議による選出方法に変更したことが伺えます。

問2 代表者の任期について、あてはまるもの一つに○をつけてください。

回答	回答数	割合
1 1年	423	87.9%
2 2年	41	8.5%
3 3年以上	2	0.4%
4 その他	14	2.9%
無回答	1	0.2%
合計数	481	



**【その他の回答】**

- 1年。更新もあり
- 1年が努力目標
- 基本1年だが、いない場合は留年
- 後任者が決まらないと何年でも
- 代表者の意向 原則1年
- 3～4年（規約では1年。しかし再任は妨げない）
- 可能なかぎり続けていく

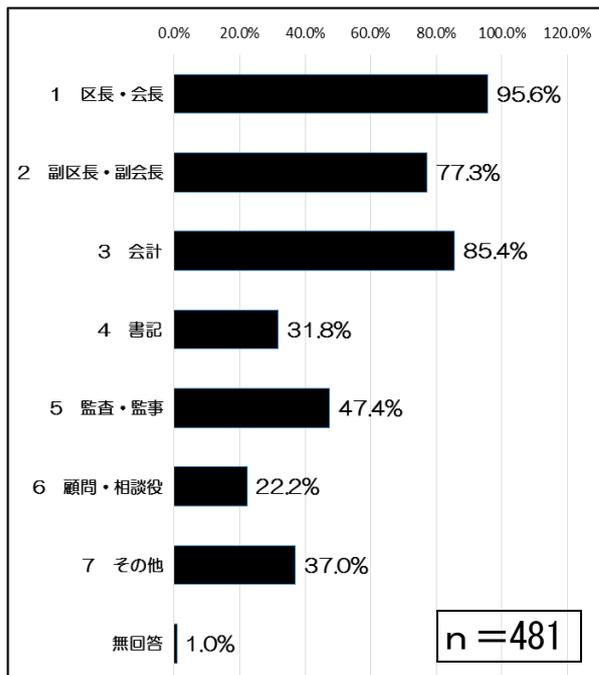
◇任期が1年と答えた団体は、その他で1年と答えた団体と合わせると、約90%となっています。ただし、その他の回答にもあるように、規約上1年と定めていても、次年度も代表を継続することができるなど、状況によって継続できるように定めている団体があります。また、複数年（2年や3年）と答えた団体は、比較的規模（加入世帯数等）の大きい団体や複数の町内会をまとめる区や連合会に多い傾向になっています。

☆平成19年のアンケートと比較しても、大きく変化していないことが伺えます。

★代表者の業務は多方面に広がっており、1年間では慣れた頃に任期が終わってしまうのではないのでしょうか。地域の事情もあると思いますが、複数年務めることで町内会活動を改善できることもあると思います。一度複数年の任期について検討してはどうでしょうか。

問3 役員の構成について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

回答	回答数	割合
1 区長・会長	460	95.6%
2 副区長・副会長	372	77.3%
3 会計	411	85.4%
4 書記	153	31.8%
5 監査・監事	228	47.4%
6 顧問・相談役	107	22.2%
7 その他	178	37.0%
無回答	5	1.0%

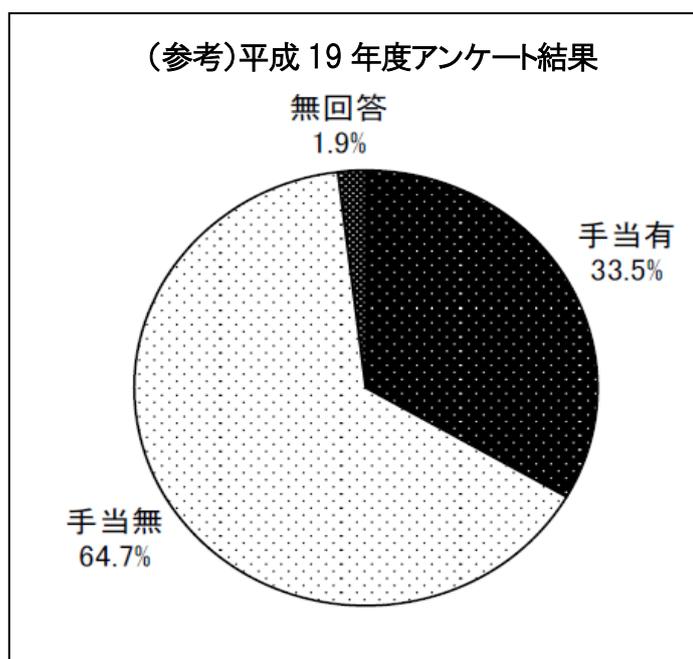
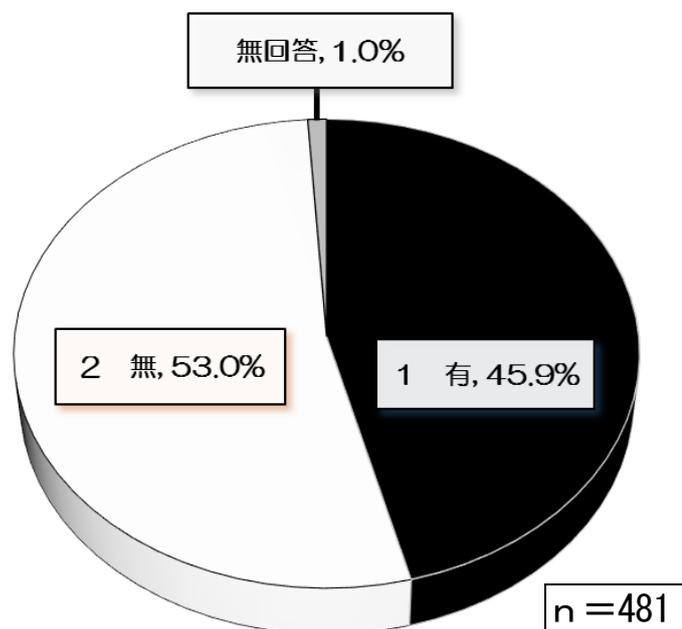


【その他の回答】

○防災・交通担当（消防団を含む）	70 団体
○組長・ブロック長・区会議員・理事長・班長等	54 団体
○神社担当（氏子総代・宮係等）	48 団体
○体育担当（体育振興会を含む）	32 団体
○広報担当	26 団体
○美化・衛生担当	20 団体
○集会所担当	17 団体
○社会・福祉(民生委員を含む)・文化担当	13 団体
○まつり等イベント担当	10 団体
○婦人会・子ども会・老人会担当	9 団体
○総務担当	8 団体
○浄化槽・汚水処理担当	6 団体
○防犯灯担当	2 団体
○寄付金担当	2 団体

問4 役員への手当での支給の有無について、○をつけてください。  
 また、“有”の場合、差し支えなければその内訳をご記入ください。  
 (例：会長〇〇円、副会長〇〇円、会計〇〇円等)

回答	回答数	割合
1 有	221	45.9%
2 無	255	53.0%
無回答	5	1.0%
合計数	481	



◇役員への手当てが無いと答えた団体は 53.2%となっています。現在手当てが無い団体も今後支給を検討していると回答した団体もありました。

☆平成 19 年に実施したアンケート結果と比較すると、19 年度よりも手当てを支給している団体数が約 12%増加しています。

役員への手当ての支給内訳一覧

	回答数	平均金額
区・町内会・自治会長	139	41,362 円
副区・町内会・自治会長	83	24,711 円
会計	65	19,508 円
書記	19	19,105 円
その他役員	79	9,576 円

(参考)平成19年度アンケート結果

	平均金額
区・町内会・自治会長	51,183 円
副区・町内会・自治会長	26,790 円
会計	24,792 円
書記	32,091 円

◇手当てが有りと答えた団体では、報酬や活動費、通信費、交通費等の名目で支給されています。支給額は、団体の規模（予算額や活動内容）によって差があります。

☆平成 19 年度アンケートと比較すると、どの役職でも平均金額が減少しています。

また、最高額でも副区・町内会・自治会長以外の役職で減少しています。

◆新たに手当てを支給する場合や報酬額を変更する場合には、役員内で決定するのではなく、総会や回覧等で会員への周知や承諾を得て、実施することが望ましいと考えます。また、手当てが町内会の収支に対して、過度の負担にならないように手当て額を決定する必要があります。

★代表者や役員は、日々町内会活動に従事しています。各団体の事情に合わせて、手当ての支給を検討してはどうでしょうか。

問5 会費は、1世帯あたりいくらですか。また、独自の設定がある場合は、その他の欄にご記入ください。

月当り \_\_\_\_\_ 円/世帯 または 年当り \_\_\_\_\_ 円/世帯

(平成30年度)【平均】 月当り 355.1円/世帯

(平成19年度)【平均】 月当り 339.0円/世帯

月当り会費 金額別一覧表

金額	回答数	割合
～100円以下	55	11.4%
101～200円以下	97	20.2%
201～300円以下	182	37.8%
301～500円以下	100	20.8%
501～1,000円以下	21	4.4%
1,001円以上	8	1.7%
無回答	18	3.7%
合計数	481	

※年当り会費は月当たり金額に変換し、月当たり会費のみ記載しています。

【その他の回答（抜粋）】

- 75歳以上の独居者は会費免除としている。
- 法人会員は敷地面積又は従業員数に応じて会費を徴収している。
- 企業区費として年6,000～40,000円（面積に応じて）を徴収。
- 会費以外に公民館維持基金（300円/世帯）を徴収。
- 年に必要な額を算出し、年の初めに徴収する。
- 町内会未加入世帯からは防犯灯協力金（500円）を徴収している。
- 夏まつり特別会計として、年600円/世帯を徴収。
- 役員ができる人（年1,500円）とできない人（年2,500円）で会費に差を設けている。

◇月当り会費では、300円以下が全体の69.4%を占めています。

◇その他の設定では、防犯灯協力金や公民館の維持管理費、法人会員（企業区費）などの会費を徴収している団体があります。また、年齢に応じて会費を免除している団体もありました。

☆平成19年度と比較すると、平均金額で約16円上昇していますが、大きな変化は見られません。

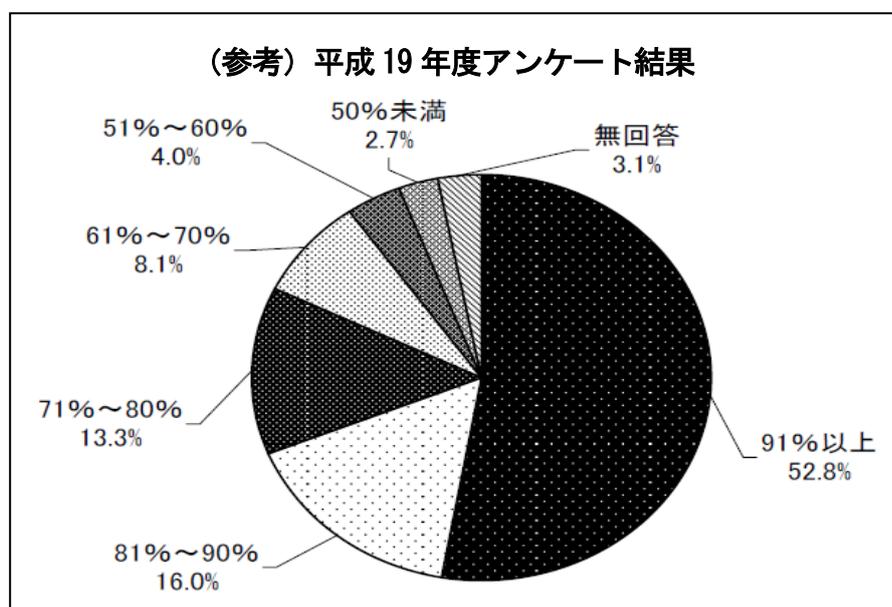
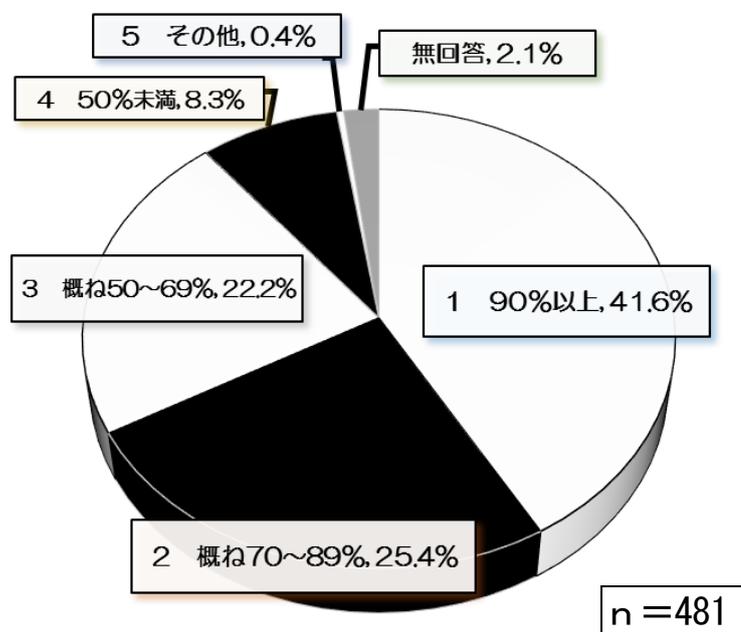
◆会費は、町内会活動を実施する上で基盤となる収入ですが、町内会加入率は、年々減少している状況です（平成30年度町内会加入率61.3%）。

基本的な収入源である会費の減少は、町内会運営の課題となります。今後、会費の変更を検討する団体もあるかと思いますが、会費の決定には、会員への説明や同意を得ることが必要となり、総会や会合、回覧等で周知・承諾を得て進めることが望ましいと考えます。

また、事業の見直しやスリム化、他団体との共同事業への変更など、町内会事業の再構築を行うことで、会費を変更せずに町内会を継続することも一つの方法と考えており、市では、区町内会助成金や町内会運営に役立つ補助制度（「区・町内会・自治会のしおり」参照）による支援のほか、地域をささえる人づくり講座を開催していますので、ご活用ください。

問6 加入率について、あてはまるもの一つに○をつけてください。

回答	回答数	割合
1 90%以上	200	41.6%
2 概ね70~89%	122	25.4%
3 概ね50~69%	107	22.2%
4 50%未満	40	8.3%
5 その他	2	0.4%
無回答	10	2.1%
合計数	481	



【平成19年度】と【平成30年度】の比較表

回答	平成30年度	平成19年度	増減率
1 90%以上	41.6%	52.8%	-11.2%
2 概ね70～89%	25.4%	29.3%	-3.9%
3 概ね50～69%	22.2%	12.1%	10.1%
4 50%未満	8.3%	2.7%	5.6%
5 その他	0.4%	—	—
無回答	2.1%	3.1%	-1.0%

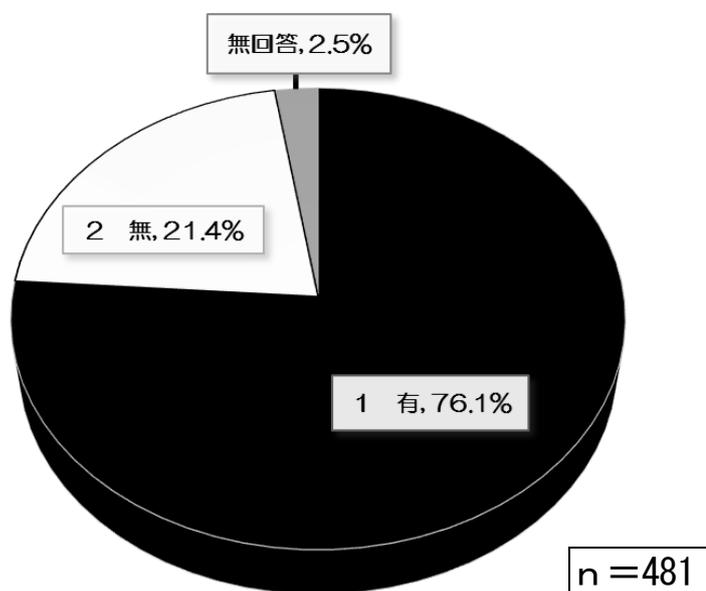
☆平成19年度と比較して、90%以上、概ね70～89%が減少し、概ね50～69%、50%未満が増加する結果となり、加入率が減少していることがわかります。

◆市では、春日井市第六次総合計画にて「2026年 町内会加入率70%」を目標として、町内会活動のPRや町内会への支援を行っています。今後も、より効果的な施策を検討していき、町内会への加入促進を行います。

★町内会加入率が減少している中で、町内会の認知度も低下していると考えられます。区長町内会長連合会では、組織を維持していくためにも、町内会の認知度の向上を図るとともに、脱会への対策を検討していきます。

問7 近隣の区・町内会・自治会の役員等が集まる機会（会合等）の有無について、○をつけてください。また、“有”の場合、その組織名をご記入ください。

回答	回答数	割合
1 有	366	76.1%
2 無	103	21.4%
無回答	12	2.5%
合計数	481	

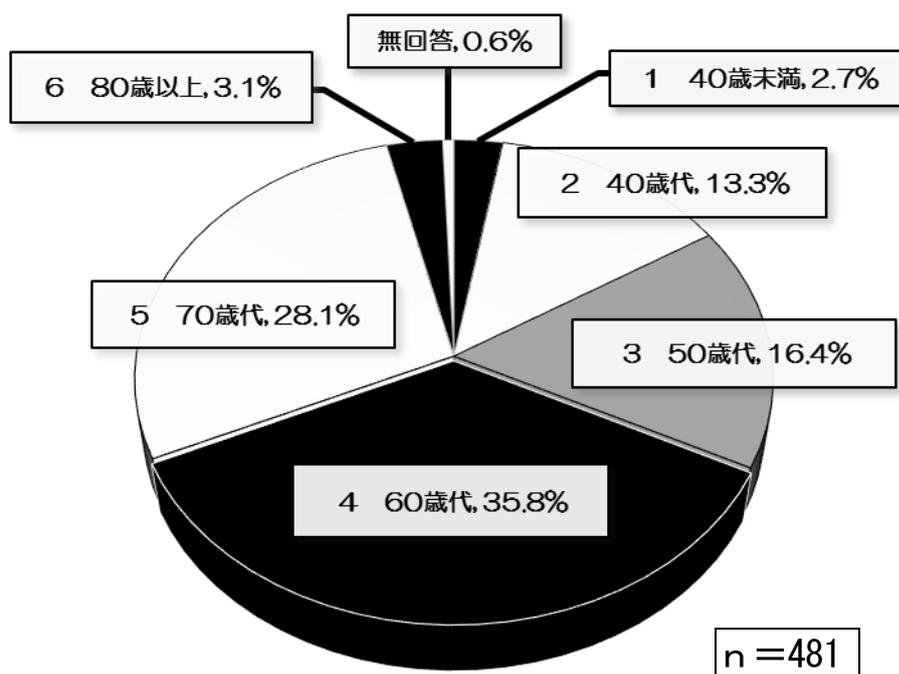


【“有”回答の記載組織】

- |  |        |         |       |
|--|--------|---------|-------|
| ○連合会・区・連絡会                               | 236 団体 | ○防犯協会   | 40 団体 |
| ○地区社協                                    | 82 団体  | ○近隣の町内会 | 36 団体 |
| ○コミュニティ推進協議会                             | 18 団体  | ○自主防災会  | 10 団体 |
| ○日本赤十字春日井地区                              | 2 団体   |         |       |
| ○その他団体 17 団体（氏子総代打合せ、地域包括センター、美化推進協議会 等） |        |         |       |

問8 代表者であるあなた様の年齢について、あてはまるもの一つに○をつけてください。

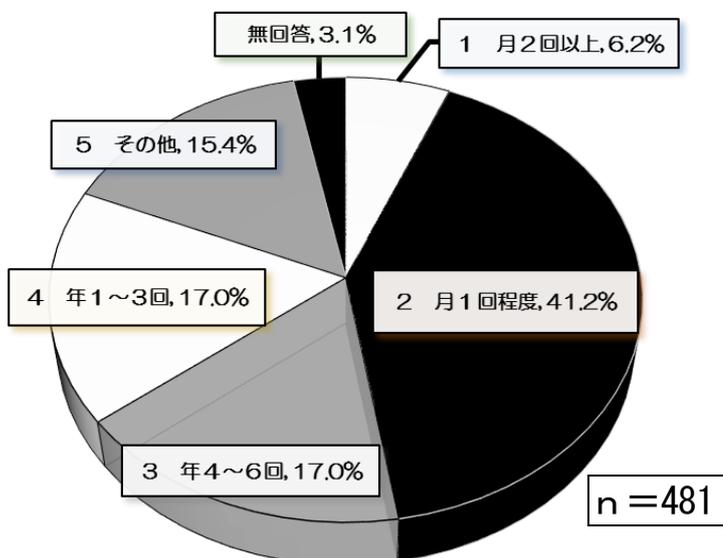
回答	回答数	割合
1 40歳未満	13	2.7%
2 40歳代	64	13.3%
3 50歳代	79	16.4%
4 60歳代	172	35.8%
5 70歳代	135	28.1%
6 80歳以上	15	3.1%
無回答	3	0.6%
合計数	481	





問 10 会合（総会を除く）の開催について、あてはまるもの一つに○をつけてください。

回答	回答数	割合
1 月2回以上	30	6.2%
2 月1回程度	198	41.2%
3 年4～6回	82	17.0%
4 年1～3回	82	17.0%
5 その他	74	15.4%
無回答	15	3.1%
合計数	481	



【その他の回答】

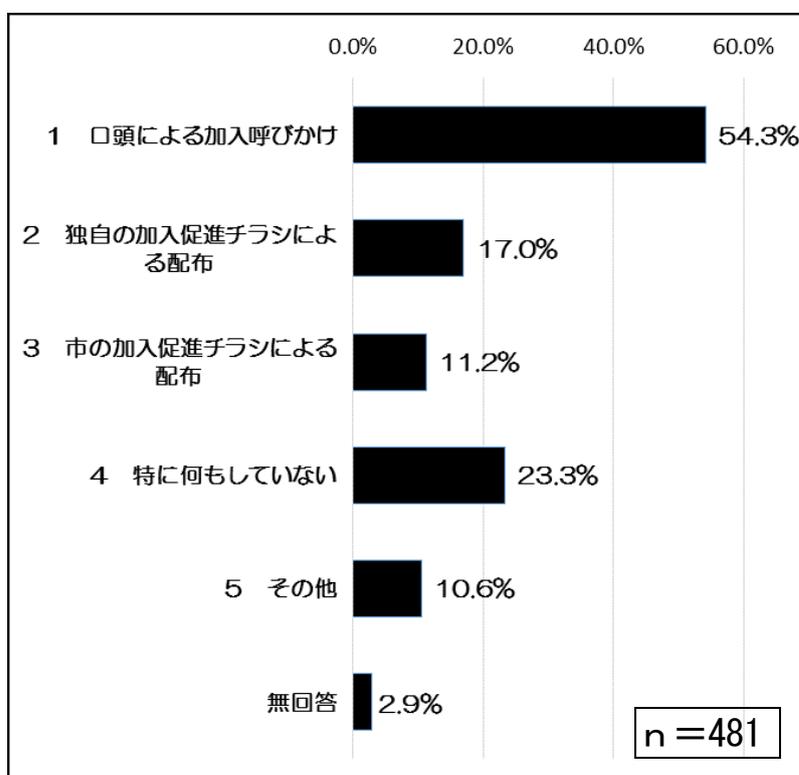
○開催しない	31 団体	○必要に応じて開催	12 団体
○毎年数回開催	22 団体	○総会のみ開催	5 団体
○行事ごとに開催	2 団体	○記載なし	2 団体

◇総会は年1回開催が一番多く、何らかの形で開催している団体は90.8%となりました（無回答・記載なしは開催に含まず）。会合では、月1回程度開催が一番多く、一度でも開催している団体は88.9%でした（無回答・総会のみ開催・記載なしは含まず）。

◆総会及び会合は、地域の情報を共有や意思確認のために開催することが望ましいと考えます。開催にあたっては、曜日や時間帯など会員が参加しやすい配慮が必要と思われます。

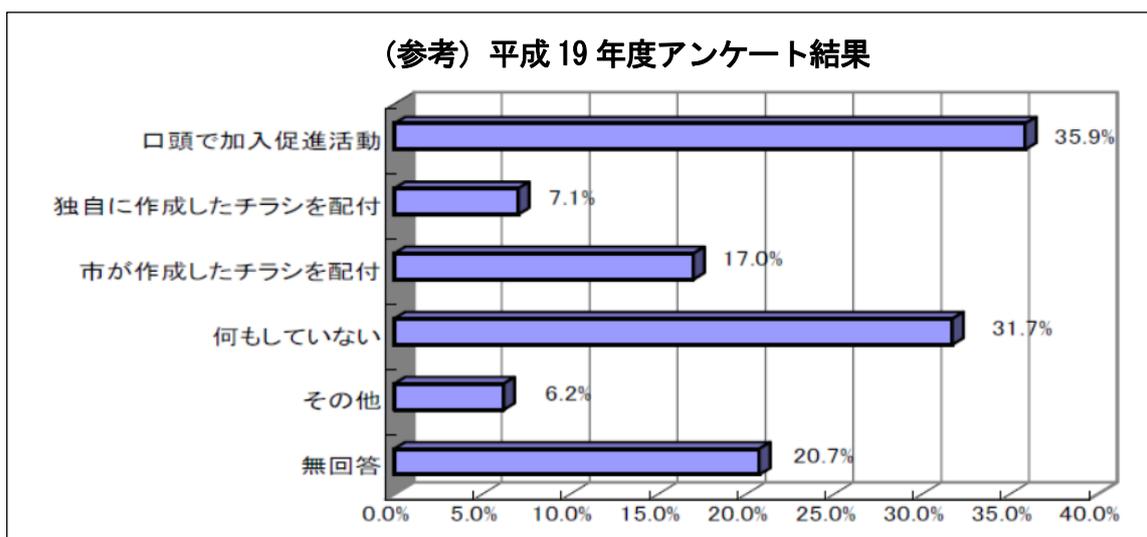
問 11 未加入世帯や転入者に対する加入促進活動について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

回答	回答数	割合
1 口頭による加入呼びかけ	261	54.3%
2 独自の加入促進チラシによる配布	82	17.0%
3 市の加入促進チラシによる配布	54	11.2%
4 特に何もしていない	112	23.3%
5 その他	51	10.6%
無回答	14	2.9%



### 【その他の回答（抜粋）】

- 区民の行事や町内会の行事の時参加してもらって見てもらう。
- 建物管理会社担当者へ協力依頼。
- 転入者については1週間後あたりに家に行き町内ルールなど説明。
- 年間重要事業開催案内時にポスティングしている。
- 納涼まつりにて本部席に新規加入の窓口を設置、ゴミステーションにマナー違反撲滅に向けたポスターを掲示。
- 農地転用時の排水同意書の依頼時に加入依頼。
- 会費のみ払い、活動に参加しない会員制度あり。
- 独自に作成した情報誌、コミュニティニュース、広報などを配布。
- 区で多世代交流イベントを実施。



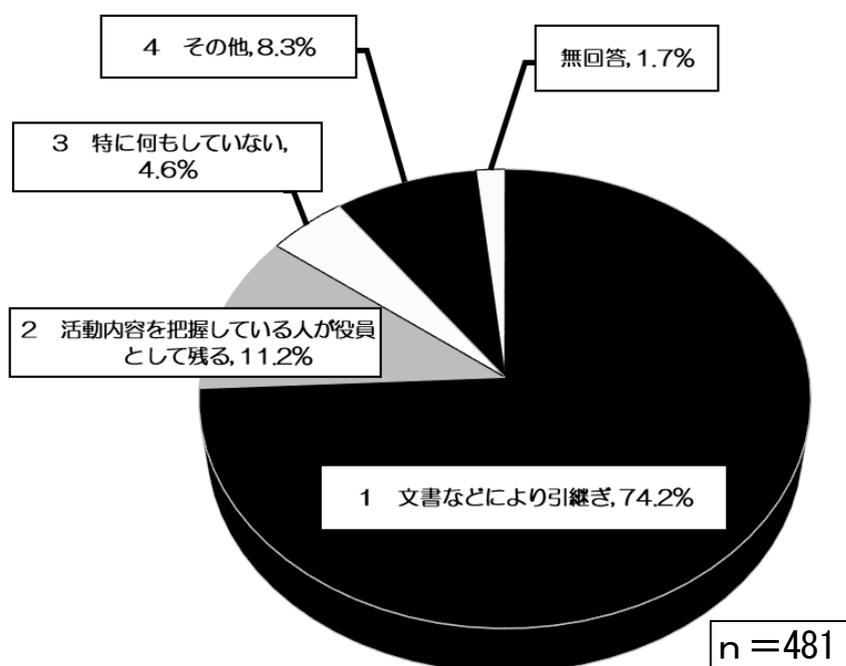
◇平成19年度と比較し、「何もしていない」と答えた団体数は、平成19年度から8.4%減少しており、加入促進を実施している町内会が増加していることがわかります。特に口頭での加入促進は18.4%増、独自のチラシ配布は9.9%増となっています。

◆市では、町内会支援として、市が作成した加入呼びかけチラシを配布しています。また、町内会が独自に作成したチラシ印刷も承っていますので、ぜひご活用ください。(区・町内会・自治会のしおり 参照)

★未加入者への加入促進は、転居してすぐのタイミングで勧誘することが加入につながります。また、町内に新しいアパートやマンションができた際には、オーナーや管理会社を通じて加入を促すのも効果的です。

問12 貴会の運営継続の方法（取り組み）について、あてはまるものを1つに○をつけてください。

回答	回答数	割合
1 文書などにより引継ぎ	357	74.2%
2 活動内容を把握している人が役員として残る	54	11.2%
3 特に何もしていない	22	4.6%
4 その他	40	8.3%
無回答	8	1.7%
合計数	481	



【その他の回答（抜粋）】

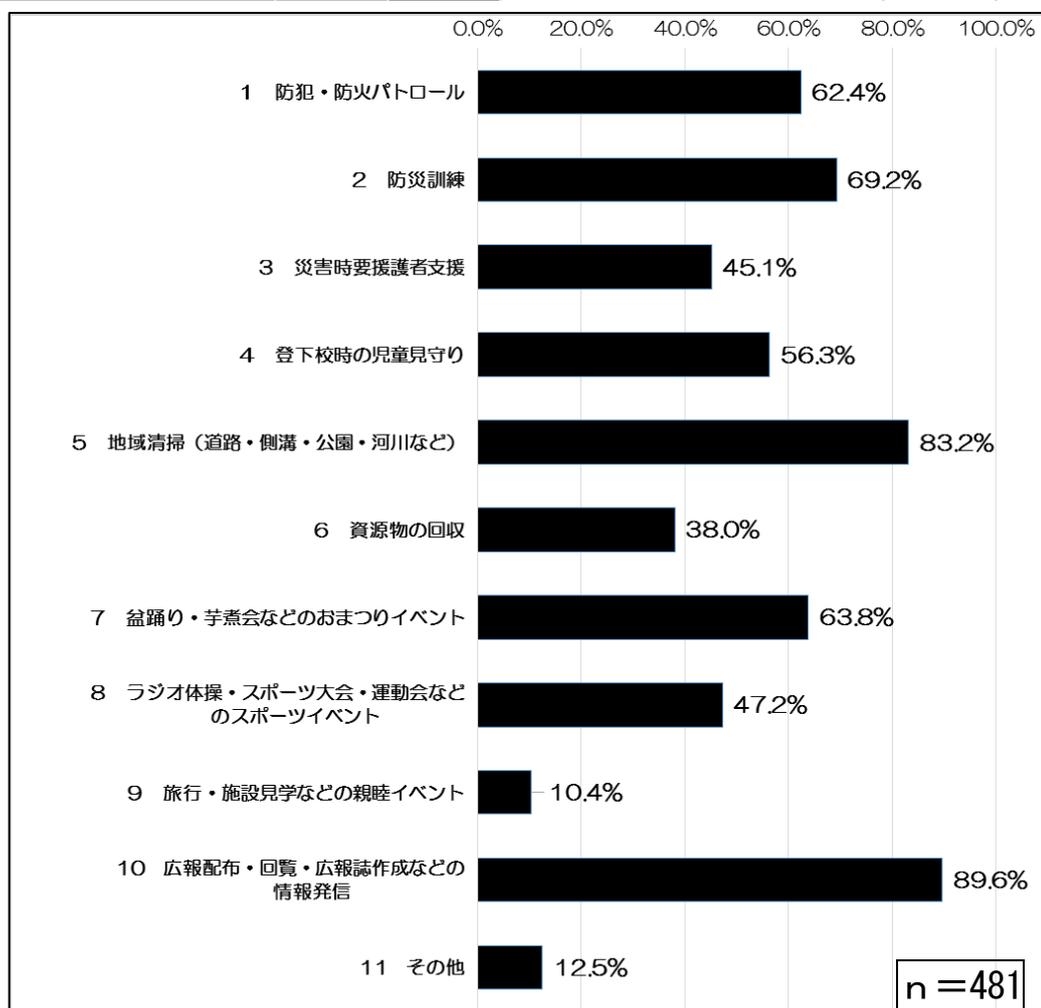
- 文書での引継ぎと役員への留任による運営 10 団体
- 口頭又は会合での引継ぎ 9 団体
- 副会長が次期会長として就任 10 団体
- 会長が翌年役員として留任 6 団体

◇◆多くの団体でしっかりと引継ぎがされています。引継ぎ方法につきましては、「区・町内会・自治会のしおり」に記載していますので、参考にしてください。

問 13 現在行っている活動について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

(共催、協力、受託を含む)

回答	回答数	割合	回答	回答数	割合
1 防犯・防火パトロール	300	62.4%	7 盆踊り・芋煮会などのおまつりイベント	307	63.8%
2 防災訓練	333	69.2%	8 ラジオ体操・スポーツ大会・運動会などのスポーツイベント	227	47.2%
3 災害時要援護者支援	217	45.1%	9 旅行・施設見学などの親睦イベント	50	10.4%
4 登校時の児童見守り	271	56.3%	10 広報配布・回覧・広報誌作成などの情報発信	431	89.6%
5 地域清掃(道路・側溝・公園・河川など)	400	83.2%	11 その他	60	12.5%
6 資源物の回収	183	38.0%			

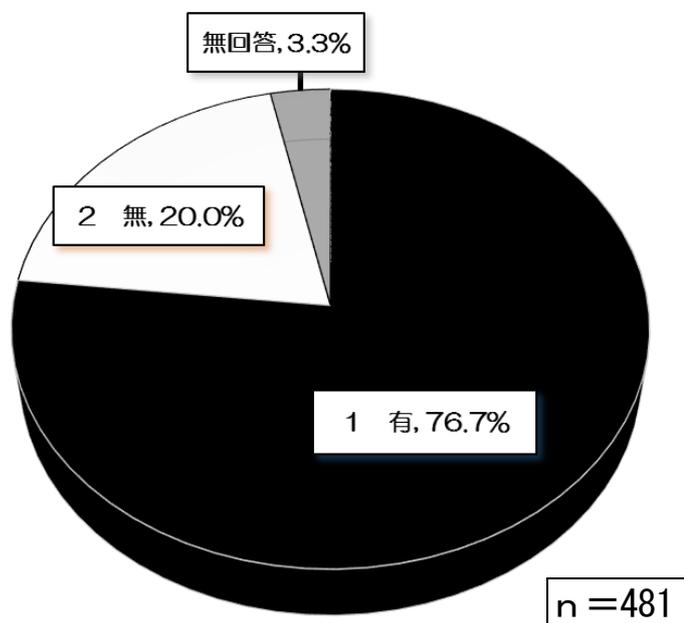


【その他の回答 (抜粋)】

- 神社等の祭事への協力 13 団体
- 募金活動 (赤い羽根・日本赤十字等) 4 団体

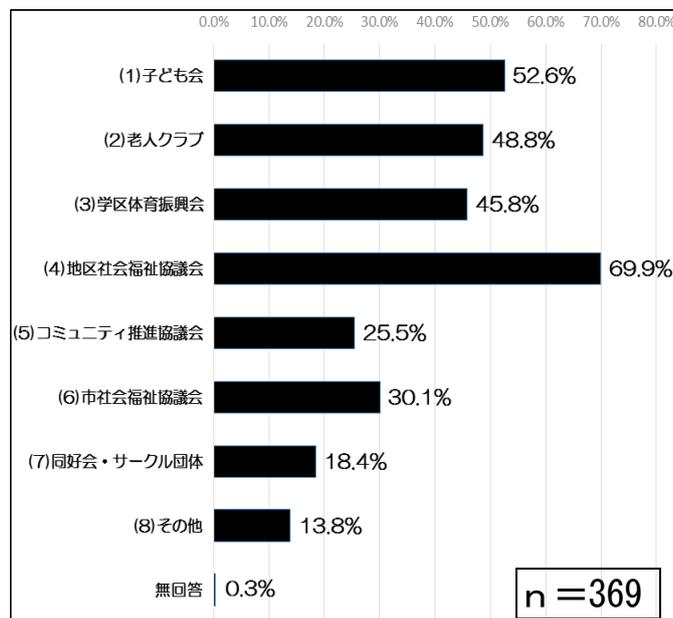
問 14 他団体と連携して行う活動の有無について、○をつけてください。また、“有”の場合、連携する団体であればまるものすべてに○をつけてください。（共催、協力を含む。委託、受託は含まない。）

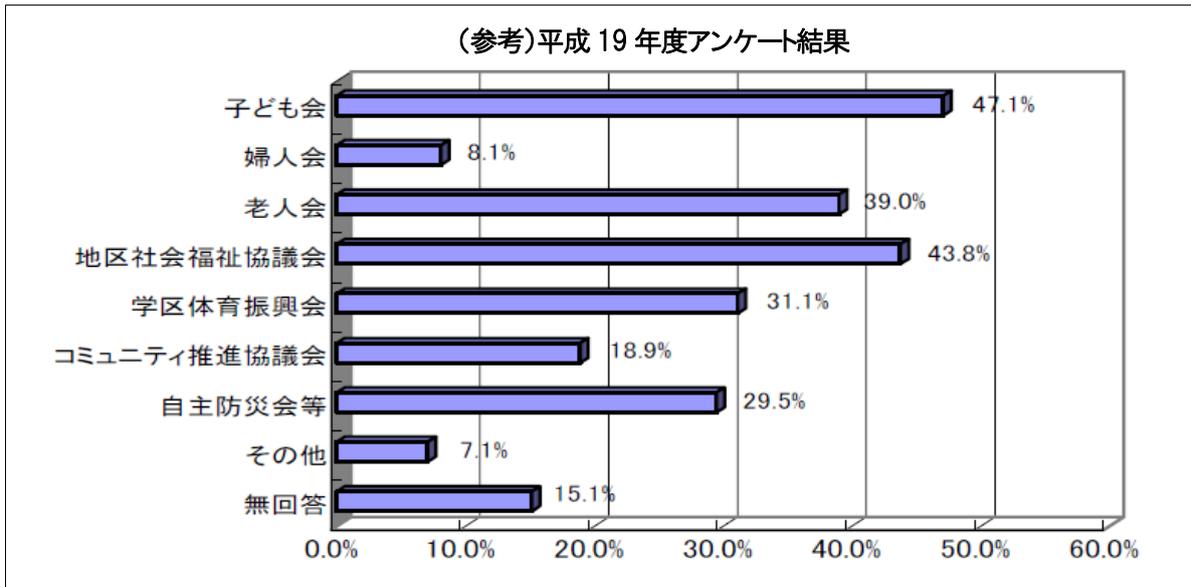
回答	回答数	割合
1 有	369	76.7%
2 無	96	20.0%
無回答	16	3.3%
合計数	481	



<連携団体の回答>

1 有 連携団体		
回答	回答数	割合
(1)子ども会	194	52.6%
(2)老人クラブ	180	48.8%
(3)学区体育振興会	169	45.8%
(4)地区社会福祉協議会	258	69.9%
(5)コミュニティ推進協議会	94	25.5%
(6)市社会福祉協議会	111	30.1%
(7)同好会・サークル団体	68	18.4%
(8)その他	51	13.8%
無回答	1	0.3%





◇多くの団体で、他団体と連携して活動していることがわかります。

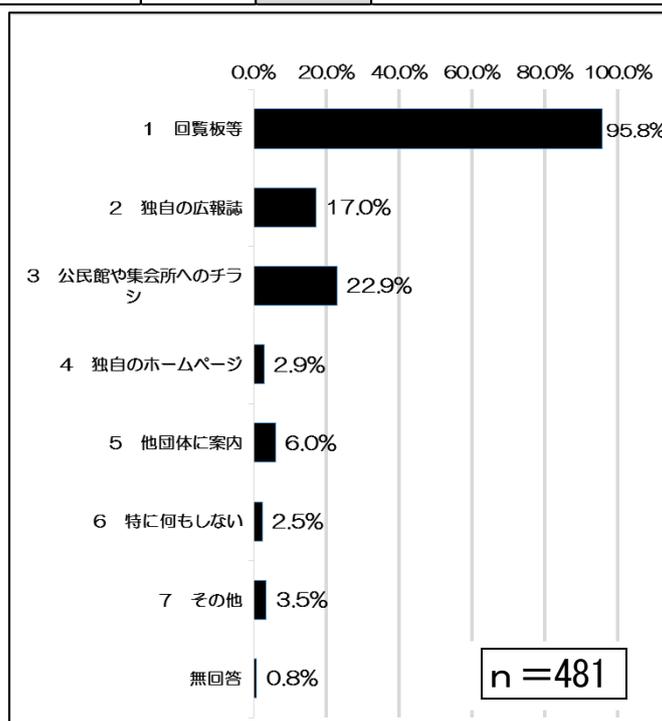
☆平成 19 年度と比較し、各地域活動団体との連携の割合は増加しています。特に、地区社会福祉協議会は、平成 19 年度と比べて 26.1%以上増加する結果となりました。

◆市では、負担の軽減や情報の共有など、地域で活動する団体同士がつながることが重要と考え、町内会と地域活動団体の連携を図っていますので、連携を希望する場合には、市民活動支援センター（☎56-1943）に一度ご相談ください。なお、地域活動団体は、かすがい市民活動情報サイト (<http://kasugai.genki365.net/>) で確認できます。

★地域活動団体と連携し事業を行うことで、イベントのノウハウや人員の確保など、運営上のメリットとして、役員の負担軽減が期待できます。ただし、連携して事業を行う場合には、地域活動団体を尊重しながら実施することも必要です。

問 15 活動情報の周知について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

回答	回答数	割合	回答	回答数	割合
1 回覧板等	461	95.8%	5 他団体に案内	29	6.0%
2 独自の広報誌	82	17.0%	6 特に何も無い	12	2.5%
3 公民館や集会所へのチラシ	110	22.9%	7 その他	17	3.5%
4 独自のホームページ	14	2.9%	無回答	4	0.8%



【その他の回答（抜粋）】

- 町内の掲示板（縦看板等）への掲示 13 団体
- 総会等の会合で資料を配布し周知する 2 団体

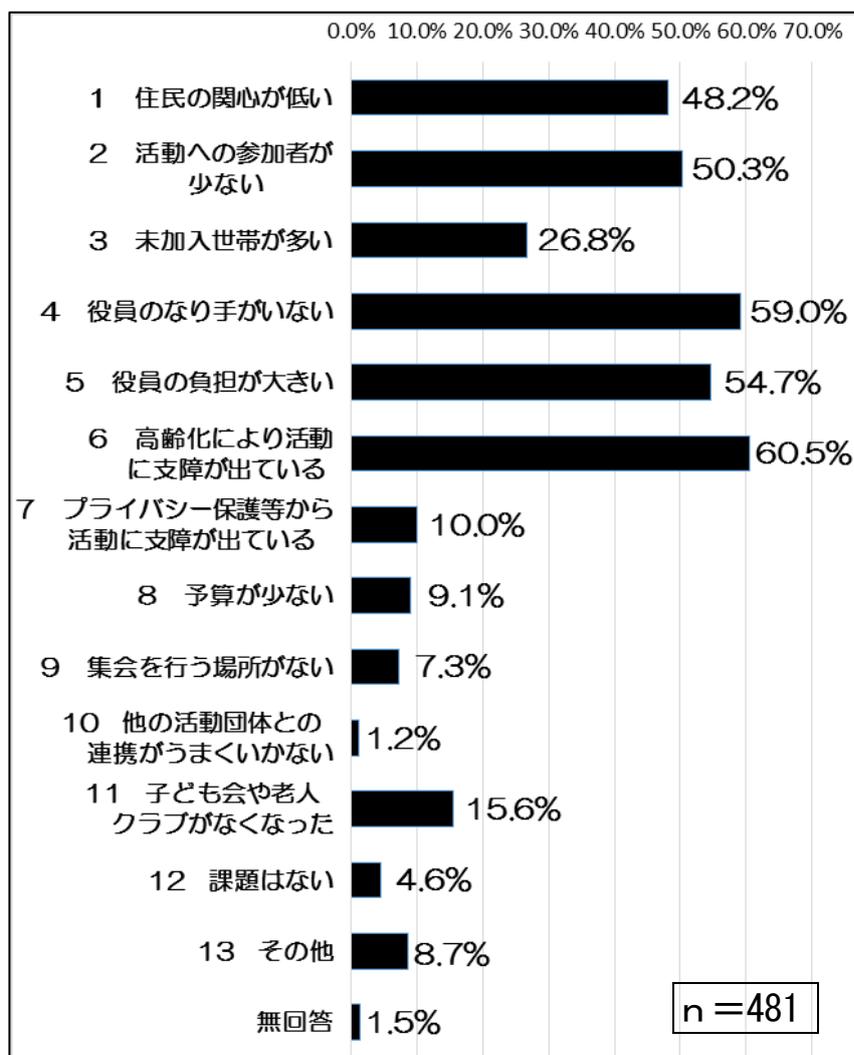
◇全体の 95.8%が回覧板等を使って、活動情報の周知を行っており、周知方法として重要なツールとなっていることがわかります。

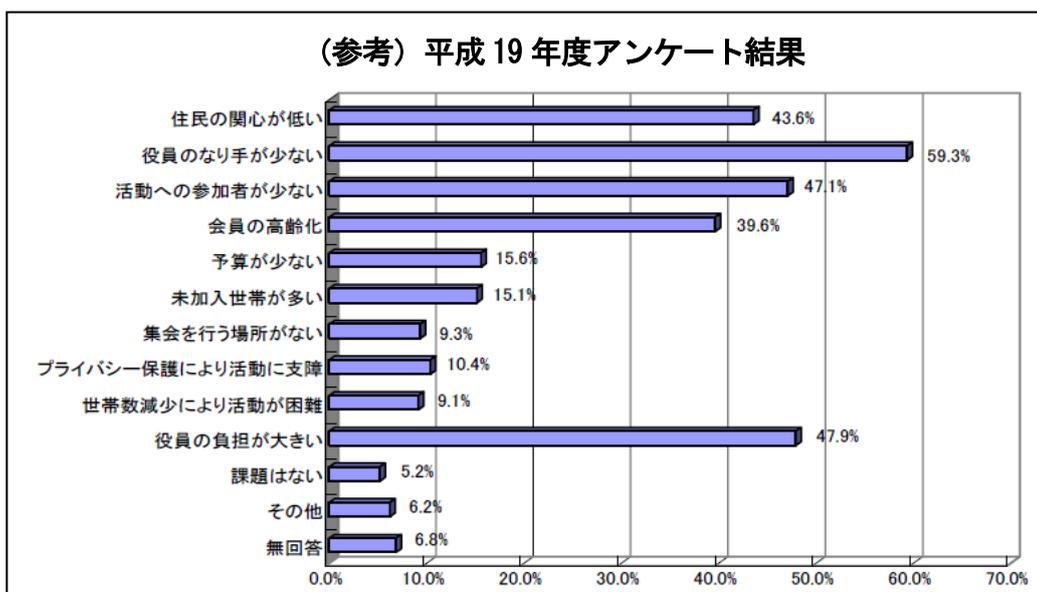
◆活動情報の発信や周知は、町内会会員のみならず、地域に住む住民にとっても有益な情報となります。町内会活動を知ってもらうことで、町内会加入につながるものと考えます。会員減少などの課題を情報発信で解決できるように、市として町内会へのサポートを検討していきます。

★町内の重要な会議や行事等の案内は、各戸配布で周知することも有効な手段であると考えます。

問 16 活動を行う上で、課題となっていることは何ですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

回答	回答数	割合	回答	回答数	割合
1 住民の関心が低い	232	48.2%	8 予算が少ない	44	9.1%
2 活動への参加者が少ない	242	50.3%	9 集会を行う場所がない	35	7.3%
3 未加入世帯が多い	129	26.8%	10 他の活動団体との連携がうまくいかない	6	1.2%
4 役員のなり手がいない	284	59.0%	11 子ども会や老人会がなくなった	75	15.6%
5 役員の負担が大きい	263	54.7%	12 課題はない	22	4.6%
6 高齢化により活動に支障が出ている	291	60.5%	13 その他	42	8.7%
7 プライバシー保護等から活動に支障が出ている	48	10.0%	無回答	7	1.5%





**【平成 19 年度と比較表（上位 5 位）】**

		平成30年度		平成19年度	
1位	高齢化により活動に支障が出ている	60.5%	役員のなり手がいない	59.3%	
2位	役員のなり手がいない	59.0%	役員の負担が大きい	47.9%	
3位	役員の負担が大きい	54.7%	活動への参加者が少ない	47.1%	
4位	活動への参加者が少ない	50.3%	住民の関心が低い	43.6%	
5位	住民の関心が低い	48.2%	会員の高齢化	39.6%	

◇平成 30 年度は「高齢化により活動に支障が出ている」がもっとも回答数が多く、続いて「役員のなり手がいない」「役員の負担が大きい」となっています。

☆役員の高齢化と答えた団体数は、平成 19 年度アンケート結果より 20%以上増加しています。

◆アンケート結果から、「役員の高齢化」により、「役員のなり手がいない」や「負担の増加」に結びついていると思われます。今後も高齢化が続く中で、どのように若い世代へバトンを渡していくか検討が必要と思われます。

問 18 集会施設の利用（稼動）日数について御記入ください。

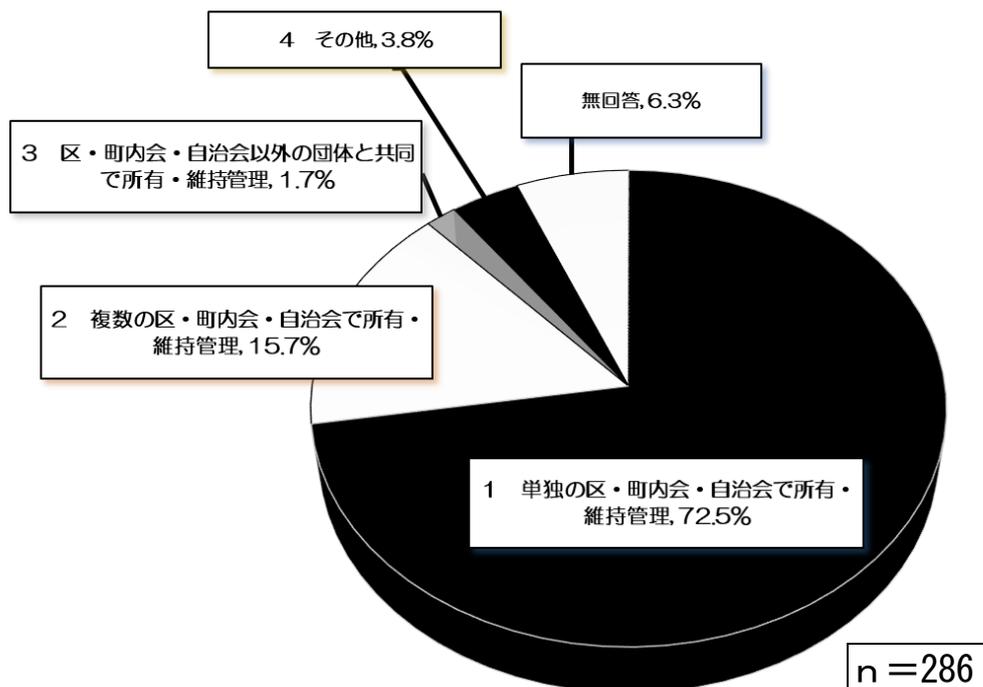
【利用（稼動）日数集計一覧】

利用（稼動）日数	回答数	割合
月平均2日以下	89	31.0%
3日以上8日以下	65	22.6%
9日以上15日以下	34	11.8%
16日以上23日以下	24	8.4%
24日以上	22	7.7%
その他	4	1.4%
回答無し	49	17.1%
総合計	287	

◇利用日数月平均2日以下が31.0%ともっとも多い結果となりました。月平均2日以下には、年間に数日利用やほとんど活用していないと答えた団体も含まれています。

問 19 集会施設（建物）の所有状況について。あてはまるもの一つに○をつけてください。また、複数の区・町内会・自治会で所有している場合、団体名を記入してください。

回答	回答数	割合
1 単独の区・町内会・自治会で所有・維持管理	208	72.5%
2 複数の区・町内会・自治会で所有・維持管理	45	15.7%
3 区・町内会・自治会以外の団体と共同で所有・維持管理	5	1.7%
4 その他	11	3.8%
無回答	18	6.3%
合計数	287	



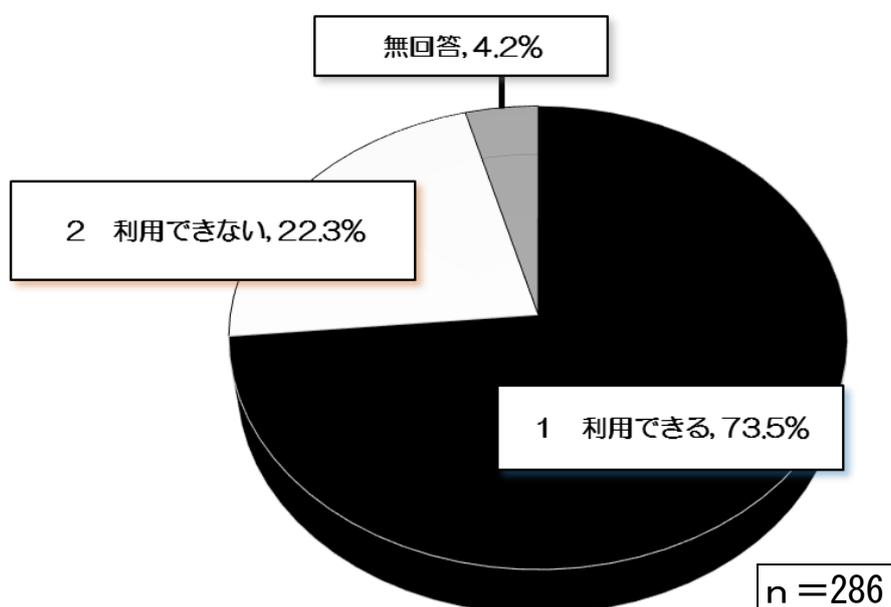
◇単独で所有する町内会が72.5%という結果となりました。

◆今後、高齢化や会員の減少など施設の維持管理が難しくなる団体が出てくる可能性があります。例えば、近隣の町内会の集会施設を共同利用する連携も有効な手段となると考えます。

★集会所を建設する際は、建設費用だけではなく、建設後に掛かるランニングコスト（維持管理費や修繕など）についても事前に検討することが望ましいと考えます。

問 20 集会施設は貴団体の会員以外の方も利用できますか。

回答	回答数	割合
1 利用できる	211	73.5%
2 利用できない	64	22.3%
無回答	12	4.2%
合計数	287	

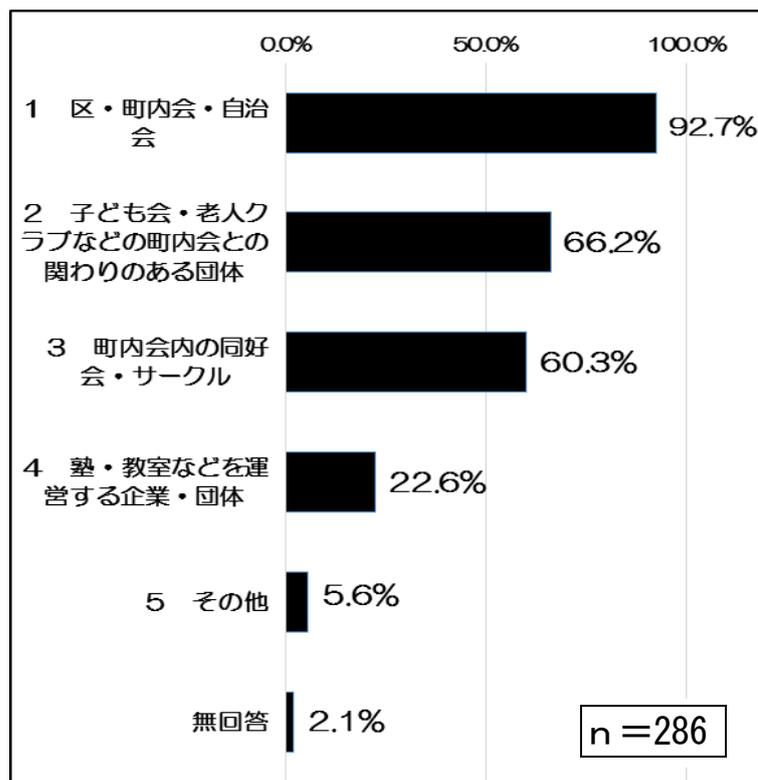


◇「利用できる」と答えた団体は、全体の 73.5%となっており、多くの団体で集会施設を開放していることがわかります。

◆貸出を行う場合には、集会施設の利用ルール等を定めることで、利用者との間でのトラブルを防ぐことができます。また、貸出先についても、利用内容等を確認し誤解を生まないように気をつけましょう。

問 21 集会所を主に利用する団体について、あてはまるものすべてに○をつけてください。

回答	回答数	割合
1 区・町内会・自治会	266	92.7%
2 子ども会・老人クラブなどの町内会との関わりのある団体	190	66.2%
3 町内会内の同好会・サークル	173	60.3%
4 塾・教室などを運営する企業・団体	65	22.6%
5 その他	16	5.6%
無回答	6	2.1%



◇主に利用する団体として、区・町内会・自治会が92.7%となっており、自前で利用していることがわかります。また、町内会に関係する団体や同好会・サークルの利用は全体の約60%程度という結果となりました。